

通達甲（備．災．震）第 3 号

平成 1 8 年 7 月 3 1 日

存	続	期	間
---	---	---	---

関 係 所 属 長 殿

警 備 部 長

災害警備支援システム運用要綱の全部改正について

このたび、別添のとおり、災害警備支援システム運用要綱の全部を改正し、平成 1 8 年 7 月 3 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、災害警備支援システム運用要綱の制定について（平成 1 4 年 1 月 1 0 日通達甲（備．災．震）第 1 号）は、廃止する。

記

改正の趣旨

震度 5 強以上の地震が発生した場合の被害状況及び警備要員が自主参集した場合の参集状況に加え、警視庁国民保護警備実施計画（平成 1 8 年 7 月 3 1 日通達甲（副監．備．備 1．実 1）第 1 8 号）の制定に伴い、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態が認定された場合においても、被害状況及び警備要員の参集状況を警視庁情報管理システムにより迅速かつ的確に把握し、警備の適正を図るために要綱の全部を改正するものである。

別添

災害警備支援システム運用要綱

第1 目的

この要綱は、次に掲げる事案が発生し、又は認定された場合（以下「事案発生時」という。）の被害状況及び警備活動に関する情報（以下「活動情報」という。）並びに警備要員の参集に関する情報及び警視庁警備規程（昭和39年1月10日訓令甲第1号）第99条又は第99条の2の規定により、自主参集（以下「参集」という。）した警備要員の参集状況を一元的に把握し、災害警備等の適正を期するため、警視庁情報管理システムにより警備要員登録業務、災害被害報告業務、参集者登録業務及び活動情報登録業務（以下「災害警備支援システム」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

- 1 警視庁管内に震度5強以上の地震（以下「地震」という。）が発生した場合
- 2 警視庁管内に暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象（地震を除く。）により生ずる被害（以下「風水害等」という。）又は大規模な火災若しくは爆発、航空機の墜落、船舶の水難その他の大規模な事故により生ずる被害（以下「大規模事故災害」という。）が発生した場合
- 3 警視庁管内において、武力攻撃事態等又は緊急対処事態（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号に規定する武力攻撃事態、同条第3号に規定する武力攻撃予測事態及び同法第22条第1項に規定する緊急対処事態をいう。以下同じ。）が認定された場合
- 4 その他警備部長が別に指定する事案が発生した場合

第2 準拠

災害警備支援システムの運用については、警視庁情報セキュリティに関する規程（平成26年5月27日訓令甲第22）、警視庁情報管理システム運用要綱（平成18年4月14日通達甲（副監．総．情．企1）第8号。以下「システム運用要綱」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 情報の分類及び管理の基準

災害警備支援システムにおいて取り扱う情報の分類は、機密性中、完全性低及び可用性高とし、その管理は、当該分類に応じた基準に従い、適正に行わなければならない。

第4 運用業務及び運用所属等

- 1 災害警備支援システムの運用業務及び運用所属は、次のとおりとする。
 - (1) 警備要員登録業務

各所属において警備要員の参集に関する情報を管理するための業務をいい、各所属を運用所属とする。

(2) 災害被害報告業務

各警備本部（警視庁警備規程第4条に規定する各警備本部をいう。以下同じ。）において被害状況を把握するための業務をいい、方面本部及び警察署を運用所属とする。ただし、方面本部にあつては、警察署において入力できない場合の代行入力に限る。

(3) 参集者登録業務

各所属において参集した警備要員を把握するための業務をいい、各所属を運用所属とする。

(4) 活動情報登録業務

各所属において活動情報を把握するための業務をいい、各所属を運用所属とする。

2 災害警備支援システムで使用する端末装置は、各所属に設置されている災害警備支援システムが稼動する端末装置とする。

第5 管理運用体制

1 対象業務管理者

災害対策課長は、対象業務管理者（システム運用要綱に定める対象業務管理者をいう。）として、システムの総合的な管理運用に当たるものとする。

2 情報管理責任者等の指定

運用管理者は、災害警備支援システムの運用の適正を図るため、次のとおり指定した者を指揮監督するものとする。

区 分	警察署	警察署以外の所属	任 務
情報管理責任者	副署長（島部警察署にあつては次長）	庶務を担当する課長代理又はこれに相当する職にある者	システムの管理及び運用の調整に関すること。
情報管理者	警備課長（警備課長の配置のない所属にあつては副署長又は次長）	庶務を担当する課長代理又はこれに相当する職にある者（方面本部にあつては警備を担当する管理官）	1 システムの管理及び運用に関し必要なこと。 2 情報管理補助者及びアクセス権者に対する指導及び教養に関すること。
情報管理補助者	警備を担当する課長代理（島部警察署にあつては警備を担当する係長）	庶務を担当する係長又はこれに相当する職にある者（方面本部にあつては警備を担当する警部）	情報管理者の任務の補助及びシステムの適正な運用に関すること。

入力担当者	情報処理能力検定初級以上の取得者で、かつ、適任と認められる者	1 警察署にあっては、警備要員登録、災害被害報告、参集者登録及び活動情報登録の入力を行うこと。 2 方面本部にあっては、警備要員登録、参集者登録及び活動情報登録の入力並びに災害被害報告の代行入力を行うこと。 3 警察署及び方面本部以外の所属にあっては、警備要員登録、参集者登録及び活動情報登録の入力を行うこと。
-------	--------------------------------	---

第6 入力要領

1 警備要員登録

各所属の入力担当者は、あらかじめ次の事項を入力しておくこと。

- (1) 参集方法
- (2) 参集に要する距離及び時間
- (3) 機動救助技能検定及び警備無線通信技能検定の級位並びに災害対策に関連する資格の名称
- (4) 指定警備要員該当の有無

2 災害被害報告

(1) 入力

ア 警察署（島部警察署を除く。）の入力担当者は、警視庁管内（島部を除く。）に地震が発生した場合は、警視庁災害警備実施計画（平成28年6月22日通達甲（副監．備．災．災）第12号）別表第15の「現場警備本部の被害状況報告要領」に示す第一報及び第二報（特異被害報告を含む。）を入力後、同通達別記様式第3号の「被害状況調査表」の入力事項について逐次入力すること。

イ 島部警察署の入力担当者は、自署管内に地震が発生した場合は、前アの規定に準じて入力すること。

ウ 警察署の入力担当者は、自署管内に風水害等又は大規模事故災害が発生した場合は、被害の態様、日時、場所及び状況並びに対応状況を入力すること。

エ 警察署の入力担当者は、警視庁管内において、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が認定された場合は、警視庁国民保護警備実施計画（平成18年7月31日通達甲（副監．備．備1．実1）第18号）別表第16の「武力攻撃災害状況報告要領（現場警備本部用）」に示す第一報及び第二報（特異被害報告を含む。）を入力すること。

(2) 代行入力

警察署の入力担当者は、前（１）の場合において、データ伝送回線の不通等により入力できないときは、無線報告等により方面本部に入力を依頼すること。ただし、方面本部においても代行入力できないときは、無線報告等により、特別の警備本部、総合警備本部又は最高警備本部に災害被害報告を行うこと。

3 参集者登録

各所属の入力担当者は、次の事項を入力すること。

- (1) 集計基準日時
- (2) 階級別の当務員数
- (3) 参集した警備要員の職員番号

4 活動情報登録

(1) 活動情報の種類

活動情報の種類は、次のとおりとする。

- ア 警備態勢情報（各警備本部の種別、警備活動に従事する階級別の人員等の各所属の警備態勢に係る情報をいう。）
- イ 時系列情報（関係幕僚の措置状況、東京都、区市町村等の対応状況、東京消防庁、自衛隊等の活動状況その他の警備活動の実施に必要な情報を時系列に従って整理したものをいう。）
- ウ 部隊活動情報（部隊の名称、階級別の人員、活動場所、活動内容等の部隊活動に係る情報をいう。）

(2) 入力

- ア 警察署（島部警察署を除く。）及び方面本部の入力担当者は、事案発生時（地震については警視庁管内（島部を除く。）に発生した場合に、風水害等及び大規模事故災害については自署管内又は担当方面区内に発生した場合に限る。）は、活動情報を入力すること。ただし、第一方面本部の入力担当者にあつては、島部に地震が発生した場合にも入力するものとする。
- イ 島部警察署の入力担当者は、事案発生時（地震、風水害等及び大規模事故災害については自署管内に発生した場合に限る。）は、活動情報を入力すること。
- ウ 警察署及び方面本部以外の所属の入力担当者は、事案発生時において必要があると認める場合は、活動情報のうち必要なものを入力すること。

第7 入出力資料等の管理

入出力資料等を廃棄する場合は、裁断、消去等の復元できない方法により行うものとする。

第8 教養

運用管理者は、情報管理者及び入力担当者に対し、本要綱の適正な運用を期するために必要な教養を実施するものとする。